

男性の育児休業等取得状況

令和7年6月30日

対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

男性の育児休業等取得割合

50%

※育児休業等:育児休業、産後パパ育休

男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合

100%

※育児目的休暇:出産補助休暇、男性の育児参加のための休暇